

官民競争入札等監理委員会
第236回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第236回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和元年9月19日（木）12:58～14:00

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 実施要項（案）について
 - 独立行政法人国立病院機構／東京医療センターの管理・運営業務
 - 財務省／国有財産総合情報管理システムの運用保守業務
3. 令和元年度の地方公共サービス（窓口業務）に関する主な取組について
4. 令和元年度事業選定方針及びプロセスについて（案）【非公開】
5. 最近の民間競争入札対象事業の推移について【非公開】
6. 閉 会

○稲生委員長 それでは、少し時間よりも早いのですが、皆様おそろいですので、第236回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は、議事次第のとおり、2から5までご議論いただきます。このうち議題4と5につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたします。

それでは、議事次第2の実施要項（案）につきまして、2件のご審議をいただきたいと思えます。実施要項（案）については、事業主体からの説明に基づき、入札監理小委員会で審議を行っていただきました。質疑は各小委員会ごとに行うことといたします。

まず、小委員会Aの1件、「独立行政法人国立病院機構／東京医療センターの管理・運営業務」につきまして、主査の古笛委員が本日ご多用でございますのでご欠席ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○小原参事官 今月10日に小委Aで審議した国立病院機構東京医療センターの管理・運営業務の実施要項（案）を報告します。

東京医療センターは、敷地面積10万平米超、地上10階、地下1階の病棟、手術検査棟、外来診療棟、管理棟、リハビリ機械棟などを有し、740床の規模です。

市場化テスト対象業務は、施設設備管理業務として、統括管理業務、中央監視業務、日常巡視点検業務、定期メンテナンス業務、建設設備定期検査報告業務、特殊建築物定期調査報告業務、電話交換機保守業務、そして防災センター業務、駐車場管理、植栽管理等です。

今回の実施要項は、市場化テスト2期目です。市場化テスト1期目は1者応札の不落随契で、6月24日にご了承いただいたその評価は、市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保の点において課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要であるとされました。実施経費は6.1%増で、経費削減効果が認められず、1者応札で競争性についても改善できませんでした。このため、業務の包括化の範囲が適当かを含め、競争性の改善についてさらなる検討を加えた上で、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があると考えました。具体には、可能な限り早期の入札手続を実施し、多くの業者の参加の確保に取り組む必要があること、特にエレベーターのような有資格者を必要とする建築及び設備の点検業務については、分割発注の検討を求めることとしました。

第2期の実施要項では、定期点検に資格を要するエレベーター、エスカレーター等を市場化テスト対象から除外しました。統括管理者の資格要件を緩和しました。入札スケジュールを早期化することとしています。

小委Aの審議では、情報開示に関して、「従来の実施に要した人員」の記載が誤解を招くものであると指摘され、表現が適正化されました。さらに、「従来の実施に要した経費」のページが落ちていたため、追加されました。

また、市場化テスト対象業務のうち、駐車場管理業務、植栽管理を行う環境整備業務に

ついて、契約の分割可能性が提起され、第2期の結果をもとに以降の契約形態を検討することとしました。以上です。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいまご説明いただきました内容についてご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

小委員会では、駐車場管理業務等について、一部分割可能性の議論も行われたということで、もちろん今期についても精査はいたしますけれども、次期以降についても、ある程度ご示唆をいただいていると聞いております。いかがでしょうか。要項に関してはこれでよろしゅうございますか。

もしお気づきのことがございましたら、後ほどでも結構ですから、ご意見をいただければと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして、小委員会Bの1件でございますが、「財務省／国有財産総合情報管理システムの運用保守業務」につきまして、主査の井熊委員より説明をお願いいたします。

○井熊委員長代理 井熊でございます。

この事業は国有財産総合情報管理システムの運用と保守を行うものでございます。このシステムは各省庁で整備される利用端末とそのシステム等を政府共通ネットワークで結びまして、台帳記録・決算等の国有財産関係業務の情報処理を行うほか、インターネットを通じて国有財産に関する情報を広く国民に提供するシステムでございます。これまで総合評価方式による一般競争入札が行われてきましたが、特定の1者がずっとこの受注を続けていると。説明会に来る事業者はおるようでございますけれども、応札する企業もその1者だけということになりまして、今回、初めてこの対象となったものでございます。

受託金額も年間で2億円を超える大きな業務ということもありまして、比較的システムが特別な内容ということもありまして、技術点の評価が非常に高くなっているということで、審議内容でも技術点の比率が3で、価格が1だと、1：3というのは技術に偏り過ぎているのではないかというような話がございました。技術に偏り過ぎますと、どうしても既存業者が強くなるのではないかという観点で、そういうご指摘をさせていただいております。これにつきましては、保守と運用とございますけれども、運用の価格点は1：2で、価格の感度を少し上げることとしたいということでもあります。

2つ目の論点といたしまして、ずっと特定の業者が受託しているものでございますので、チャレンジャーが勝てるための仕組みが欲しいのではないかとということで、総合評価の中に新たな提案、業務の改善とかコスト削減に係る提案というものがあった場合には、それを評価しようということでその項目を設けまして、点数を配分したというようなこととございます。

それから、チャレンジャーの人に業務内容をわかりやすくするというので、運用マニュアルとかの情報レベルが十分であるかどうかというような指摘がありまして、それにつ

きましてはC I O補佐官と十分相談して進めてほしいということでございます。

あと、応札者に求められる素養といたしまして、国有財産業務に関する知識が必要というような記述がございました。国有財産業務に関する知識が少し曖昧な表現であるということと、それから、やるべき業務内容がそもそもウェブで開示されているのであれば、必要がないのではないかという意見がございましたが、これにつきましてはこの業務に係る制度に関する知識を持っていればよいというようなことで、具体化されたということであります。

このあたりの幾つかの指摘に対する対応をした上で、入札に臨みたいというようなことでございます。以上です。

○稲生委員長 ありがとうございます。

ただいま説明いただきました内容について、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

お願いします。

○清原委員 ご説明ありがとうございます。少しでも参入する事業者が増えるように、極めて客観的に、現状の中で問題点を整理していただいて、対応されたと受けとめました。この間、今回が初めてのこうした形になるわけですが、従来1者応札だったけれども、何社か説明会等には来ていたというようなお話が冒頭にあったようにも思うのですが、そういう皆様が手を挙げにくかった状況というのが、今回、論点として整理されたものに反映されているのでしょうか。

また、せっかくこのようにしていただいたのに寄せられた意見はなかったというのですが、これも注目していただけたら少しでも反応があったのかと思うんですけども、現時点までの、委員長代理というよりはむしろ事務局のほうで、この案件についての関心度というのでしょうか、それが少しでも高まる傾向があるかどうかの感触を教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○稲生委員長 事務局からお願いしたいと思います。

○事務局 本件につきましては、まず1者応札がずっと続いていて、説明会の参加自身も1者がずっと続いているという状況でございます。その中で入札としては非常に厳しい状況ではあるのですが、今回、小委員会で指摘された事項等も盛り込みまして、市場化テストに際しましては、それを盛り込んだ結果としてまずはチャレンジしていこうという動きであります。関心度と言われますと、我々もここは注視してあとは追っていきたいと考えております。以上です。

○井熊委員長代理 つけ加えますと、省庁のほうも体制整備が困難というような意見がいろいろヒアリングから出ておまして、それにつきまして資格の要件を緩和したりとかいうようなことで、我々が指摘する以前に省庁側でも努力はしておまして、それと先ほどの国有財産に関する知識のところを少し具体化したということで、以前に比べれば体制に関する負担は減っているということで、関心が高まることを期待はしております。

○清原委員 ご説明ありがとうございました。財務省で、しかも「国有財産総合情報管理システム」というと、何となく民間と縁遠いような印象を受けてしまうシステム名ですが、しかし、民間の事業者においても財産管理は極めて重要な処理すべきシステムだと思いますので、国有財産というとは相当大規模にはなりませんけれども、私としては民間で、一定の規模でこのような取り組みに対応していた関係者が関心を持って応募していただければいいなと思っております。国の仕事というよりもこれが汎用的なシステムとしての可能性を秘めていると思ったものですから、ぜひ、今日ご提案いただいたことは本当に前向きな参入を促すような対応でございますので、今後さらにそれを進めることができればよいと思いました。以上です。

ありがとうございます。

○稲生委員長 ご意見いただきまして、ありがとうございました。事務局からはぜひ担当の省庁に、今出ましたさまざまなご意見をフィードバックいただければと思います。よろしく願いいたします。

このほかいかがでございましょうか。お願いします。

○川島委員 1点確認させてください。先ほどの件の中では、税・社会保険料の滞納がないことをつけ加えたところであつたんですけれども、今回の資料2-2、7ページ目、4番目の入札参加資格に関する事項で、今申し上げた点はどこで読み取ればいいのかを確認させてください。

○稲生委員長 これは事務局からお願いしたいと思います。

○事務局 社会保険の対応につきましては、実は最初出てきたときに文章自身が載っていませんでしたので、私どもで確認させていただきました。財務省の回答といたしましては、財務省と取引する業者に対しては、社会保険料の滞納等については調べているので、そちらでデータがあるからここであえて書く必要はないと言われました。ということで、実際には、ここに記載がございません。

○川島委員 そういうことでいいのかどうなのかをこの場で確認いただけたらと思います。

○稲生委員長 私、社会保険に関しては専門ではないのですが、民間企業さんの場合とかもしご存じであればですけれども、そういったことを例えば入札の要項、仮にいろいろ外部から資源調達するようになるときに書き込んで、契約書の中に盛り込んで取り結ぶとかいうようなことはおありになるのでしょうか。よろしく願いします。

○川島委員 今のご質問に対するお答えにはならないですけれども、私が確認したかったのは、入札実施要項の作成に当たって、毎年毎年、「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」を確認しておりまして、その中で税・社会保険料の滞納がないことが要件として明記されています。そのことは実施要項に必ずしも盛り込まなくても、先ほどご説明があつたように、役所で事前にそれをチェックしていれば、省略しても構わないんだというような扱いでいいのかどうなのかという点について、確認させていただけたらと思います。ちなみに社会保険料だけでなく、税の滞納がないことという記述もこの中で

読み取れなかったので、その点について確認させていただけたらと思います。

○稲生委員長 わかりました。趣旨を取り違えておりました。大変失礼しました。先ほどの私の質問は取り下げさせていただきます。その上で事務局にご回答をお願いしたいと思いますが、社会保険料と税の滞納の件を実施要項に盛り込む必要があるやなしや、この点について、もし今ご回答いただければまた後ほどでも結構なのですが、よろしくお願いいたします。

○清水谷企画官 その点に関して一回調べて、ご回答します。

○稲生委員長 では、今、川島委員からいただきました大変重要なご質問につきましては、事務局から後ほど回答させていただくということにさせていただきます。ありがとうございました。

このほかいかがでございますか。稲葉委員、お願いいたします。

○稲葉委員 私の記憶が正しければと思うんですけども、財務省のシステムは富士通がずっと古くからやっておったですね。多分、そういうことを業界はよく知っているので、こういうサブシステムについても親システムとの関係をよく理解していないと、引き受けても結局コスト高になってしまうのではないかみたいな、その辺ある種の誤解があるとすると、説明会にも関係のITベンダーはあまり来ないし、もちろん1者応札になりかねないということですけども、ただ、少なくとも情報管理システムという名前から判断して、頭に国有財産総合とか何とかついたらとしても、基本は情報管理システムなので、多くのITベンダーはそれなりの知識があって、親システムの構造がわかれば、そこにサブシステムとくっつけるのはさほど難しいことはないのではないかと思います。その辺を説明会とかで少し丁寧に説明するとか、あるいは説明会にもう少し幅広く来てもらうような工夫をすれば、少し事態は変わってくるのではないかと。

○井熊委員長代理 よろしいですか。

○稲生委員長 お願いします。

○井熊委員長代理 そちら辺につきましては、先ほどの論点の中でも運用マニュアルをきちんと管理して、こういうことをやればこのシステムの運用はできることを明確にするよというということで、専門委員の先生からもご指摘がありまして、CIO補佐官と相談することになってございます。あと、今、稲葉委員からご指摘がありましたように、それにしても来ていただかないとどうにもならないことなので、そこにつきましては事務局からもお願いして、声がけとかいったものを幅広くやっていただくということかと思えます。

○稲生委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

このほかいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項(案)については、監理委員会として異存はないということといたします。

ありがとうございました。

続きまして、議事次第3の令和元年度の地方公共サービス(窓口業務)に関する主な取

組につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○小原参事官 地方公共サービスについては、地方公共団体の自主性、自立性を尊重しつつ、地方公共団体の取り組みを可能とする環境の整備に努めてきています。今年度、地方公共団体の窓口業務の民間委託に関して、予定している主な取り組みを説明します。

標準委託仕様書等は平成29年度に公表し、広報に努めているところです。その中の市区町村の窓口業務に関する手順書は29年度に戸籍関係、国民健康保険関係を公表し、平成30年度に後期高齢者医療制度関係の受付及び被保険者証等の交付、埋葬・火葬許可、地方税法に基づく納税証明書の交付、自動車臨時運行許可、転入者への転入学期日等の通知を追加したところです。今年度も市区町村の希望も踏まえ、2つ程度手順書を拡充することを予定しています。

また、今年度も標準委託仕様書等の全国展開のため、積極的に説明活動を行ってまいります。問い合わせのある市町村には個別に説明に伺っております。また、県内市町村の会議の場に時間をいただいて、8月には栃木県で説明を実施しました。これからも機会を捉えて広報に努めてまいります。

次に、現在、ホームページ上で民間委託を実施している地方公共団体の基礎情報、契約内容、調達方法、委託業務内容等の各種情報をまとめたデータシートを公開して、地方公共団体に活用いただいておりますが、これを今年5月時点のものに更新すべく作業を進めています。これらにより、地方公共サービス改革のさらなる推進につながるよう、環境整備に努めてまいります。

最後に、実施済みですが、「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」という20年に最初に発出した文書を法令改正等がされたことを踏まえて、一部改定いたしました。いわゆるデジタル手続法で改正された住民基本台帳法を受けて、住民票の除票の写しの交付及び戸籍の附票の除票の写しの交付を追加しました。また、転入転居者への転入学期日及び就学すべき小・中学校の通知を行うことができる場合を明確化しました。以上です。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいまご説明いただきました内容について、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

標準委託仕様書などにつきましては、関連する小委でもご議論いただきまして、今年度も2つ程度追加すると今お話がありましたけれども、できるだけ使いやすい形で手順書を充実させていただいている最中でございます。それから裏のページ、先ほど2番でご説明いただきましたが、デジタル手続法の中での住民基本台帳に関する、一部ですけれども法令改正による追加といったような形で、こちらについても充実を見ているところかと思えます。

一方で、事務方のお話をいろいろ伺っていると、市町村レベルでもこういった窓口業務

に熱心に取り組んでおられる自治体さんと、なかなか及び腰というか、もちろん規模の問題もあるかもしれませんが、市長さん、首長さんのご認識もかなりばらつきがあるような状況でございます。何でもかんでもせっかくなつくつった我々のものを使えということは、もちろん今の時代は言えないのですが、できるだけ積極的にお使いいただければいいのではないかと、委員会としては考えているところかと思えます。もしよろしければこの点、やや乱暴ですけども、古尾谷委員から、このような我々の取り組みに関してどういうふうに横展開を図っていくかということで、事務局でもなかなか悩ましいところではあるのですが、どういうふうに進めたらいいか。あるいはこのような我々の活動に対するコメントでも結構なのですが、もし何かございましたらいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○古尾谷委員 手順書の拡充や全国展開については、異議はありません。全国知事会行政改革PTでは、行政システムの各県の取り組み事例を横展開するというので、取り組みを宣伝し、国の取り組みにも生かすべきだという意見があり、優良事例を横展開させるということをやっています。

どうしても人口20万人以上の市とそれ以下の、特に10万人以下の市町村では、行政力に差が生じてしまう。ソサエティ5.0の問題もそこにあると思います。これから公務に携わる人員も減ってくる中で、どのように5G等を展開していくのかということが、言われています。デジタル閣僚会議で、マイナンバーカードを今年度から来年度にかけて、公務員は全員が、あるいは家族も含めて取得すべきだということで、かなり強く言われています。実際には市町村の窓口はマイナンバーカードの拡充のこと、まだ20%ぐらいしか普及していないので、これを大胆に6割程度まで順次普及し、最終的には健康保険証等にも使えるような形にしていくという大きな目標があります。それを数年来に確立しようと動いています。そういうデジタル改革とこういう業務改革がうまく連動してくれればいいのですが、こっちにはこのくらい的人员、こっちにはこのくらいの、窓口業務の改革をやっているところはマイナンバーカードの普及と大体同じ部署がやっています。今、政府のお話もあって、マイナンバーカードのほうにかなりシフトし始めたという意識があります。先行市では、かなり積極的にこういう窓口業務の委託などをやっているの、20万人以上の市では、他の市町村の例を踏まえながらやっていくことも当然考えているところは多いと思います。もっとそういう形を示しながら進めていかないと、どうしても戸惑って、進まない。人手も足りなくなるという状況があるので、この委員会でやられていることは進めていくべきだという認識は持っていますので、私どもとしては賛成です。

人口規模が少ない九州や東北からは、そうはいつでも委託すべき相手方が見つからないという意見があります。結局、首長さんが気にするのは、委託はしたけれども、例えば秋田だと仙台の業者がみんなとってしまうのではないかとか、地元でそういうベンダーさんがいないんです。あるいは人材派遣会社が極めて小さいということで、結局はリクルートさんとか大手企業の出先の方がそういうノウハウを受け継ぎながらやってしまうことに対

して、なかなか地元の育成が図れないことに対しては、首長さんの反応は鈍いです。1自治体単位でやることは、はっきり言って難しいです。業務改革はある程度窓口業務も本来、本当に一町村、そこだけで考えるべきなのか。圏域である程度連携できる場所は神奈川の町村会はシステムを統合しました。各システムを町村だけで、1つの自治体では無理なんです。

そういう受け皿、県がもっと行政の補完機能を果たして、指導的にシステム化を進めるべきだという意見もあります。それが一緒にやらないと、個別にあそこはやっていない、ここはやっていないということでは進まないだろう。何か職員の方や首長さんに手立てを伝達していかないと、なかなか広まらない。一定の進んでいる地域、その辺りは協働して、中核的自治体を中心になって、周りのシステムをある程度共通運営するとか、そういう形がとれないかということは、まさに今の課題だと思います。地方制度調査会で議論されている圏域構想については、市長会、町村会等を含めて反対意見も強いです。中心的自治体にいろいろな機能が集まって、周辺の自治体はどんどん名ばかりになってしまうという危機感が別にあるということです。ただ、ここで決めてやっていただいていることは、少なくとも方向としては自治体がやっていることも同じようにやっていかなければならないことですので、先行事例は見せていかないと進まないと思います。なかなか進まないからここでやめようという話は全くないと思います。

○稲生委員長 ありがとうございます。

せっかく今、お話が出ましたので、清原委員様、よろしく願いいたします。

○清原委員 例えば東京都の市長会でテーマにしている研究テーマに、AIとRPAを本格的に研究していこうということがあつたりしますし、私は東京都三鷹市の市長をしておりましたが、そのときに同規模の自治体であります立川市、日野市の2市と、3市がクラウドを共有して、次期のシステム更新のときに協働しましょうということで連携してきたわけですが、その際に課題になったのが、まさに業務改善であり、そして帳票や市民の皆様にお出しいただく書類の統一化、一元化でした。したがって、システムの問題を考えていくときに、今、古尾谷委員もおっしゃいましたけれども、圏域で考えるのもいいでしょうし、三鷹市、立川市、日野市は決して隣接はしていないわけですが、同規模の自治体で、システムのことに関しては連携しようということもあります。

そして、今のお話を聞いていて改めて思ったのですが、全国市長会、全国町村会でも定期的に理事・評議員会、あるいは各委員会等が開催されています。そういうときにせっかくつくりましたマニュアル、手順書とか、そうしたものについて短時間でも結構ですからご紹介して、できればその手順書等にご協力いただいた市長さんや町長さんたちにご同席いただいて、ご説明するというような機会があるとよいのではないかと思います。いずれにしても、今、小規模の村でもロボットを使うことで、対象の高齢者が少しでも自立できるようにという取り組みを始めていらっしゃる場所があつたりして、先ほど委員長もお話がありましたが、首長の意識から、規模の大小によらず先駆的に実証実験等をし

ているところもあります。地域の実情に応じて導入していくことが一番定着するでしょうから、そのときの首長の単なる思いつきでしたというようなことになっては市民も職員も迷惑な話ですから、少しでも持続可能なものになるように、私たちが提案している手順書やマニュアルが定着するように、今回も栃木県で説明会をしていただいたというようなこととございますので、ぜひそうしたことも継続していただければよいと思いました。

いずれにしても、全国知事会でも、全国市長会でもこうしたマイナンバーカードを含めた、少しでも住民利便性を高めるシステム開発は重要な課題になっておりますので、その意味でこの民間との連携の可能性が広がっているという情報を、ぜひ適時に、繰り返しご紹介いただくことを少しでも進めていただければとお願いいたします。以上です。

○稲生委員長 古尾谷委員、それから清原委員、どうもありがとうございました。大変貴重なご意見を頂戴いたしました。もちろん個別の事務の合理化ということで、さまざまな手順書を拡充いただくという、言ってみれば、各論の充実も非常に重要でございます。そういったことについては、今、清原委員からもいろいろご提示いただきましたけれども、知事会、市長会、あるいは場合によっては町村会といったようなさまざまな場で、これまでも説明いただいているとは思いますが、今後も事務局からは積極的にアプローチして、広めていただくことがまず大事かと思えます。

このほかいかががでしょうか。もしコメントがございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○稲葉委員 公共サービスに関する主な取り組みというのが、多分、地方自治体において財力、あるいは人手とか、そういう困難があっても現在のデジタル技術等を活用しながら、地方公共サービスの業務に関するサービスレベルを落とさない、あるいはできればコストを下げるといふような成果が出てくるようなものの取り組みですね。ところが、これがうまく進まないという状況のご説明の中に、財力がないとか、あるいはそもそも人手がないんだとかいうことです。

でも、それは考えていくと、そういうことでなくてもできるように、従来のアナログ的な解決ではなくて、人手を増やすとか、お金をつぎ込むとかいうことではなくて、デジタル技術を使いながらサービスレベルをキープするという取り組みを民間に委ねることによって、実現しようということ。デジタル化のメリットというのが、公共事業の例えば水道事業と違って、大きな固定費を使うこともないし、変動費も小さいという性格のものだから、例えばいろいろな取り組みの実態を見て、みな同じようにこれを実際にやってくださいということでもないんです。自治体によっては、自分たちに一番合っている方法、独自の方法を選択するということが可能な技術なんです。

だから、逆に隣り合わせの自治体と協力して、規模を大きくして、それで実現しようというのも方法論としては一時代前のアナログ的な発想で、何もそこまですることはなくて、自治体ごとに、小さな自治体であれば小さな自治体、大きな自治体では大きな自治

体に見合ったデジタル技術の応用の仕方をそれぞれ工夫すればよいと。そのために参考になるようなものであれば、もちろん標準仕様書を配ってもいいんですけども、うまく進まないからといって、自治体ごとに大きくまとめて、何か一緒にやっつけてしまおうというのであるとすると、それはデジタル時代のサービスの高度化というメリットを十分使っていないことになるのではないかと思います。

○清原委員 その点でよろしいですか。

○稲生委員長 お願いします。

○清原委員 今の問題提起は重要で、自治体というのはまさに基礎自治体それぞれの実情に応じて、この例示されているような戸籍（法定受託事務）、税等の事務をしていくことになっています。私も、必ずしも広域化がいいとか、連携がいいとかいう趣旨で申し上げたのではなくて、地域の実情に応じてということですし、古尾谷委員も、何でもかんでも広域連携することがいいのかどうかについては、知事会でも市長会でも今問題になっていますと言われたのは、むしろ稲葉委員と同じ問題意識からではないかと思います。

ただ、例えば市民や町民や村民が共通に使える駅があるとします。ところが、自治事務ということではなかなか一緒に住民サービスの窓口を持ってなかったようなことが今まではありましたけれども、例えばしかるべき駅に複数の市町村が一緒になって、どの市町村の方が来ても、戸籍等のサービスができるようなセンターをつくる時に民間委託するというようなアイデアもあるでしょうし、あるいはもう既に進んでいることですが、ほとんどのコンビニエンスストアでは、もしマイナンバーをお持ちで登録していれば、自分がお住まいの市町村にあるコンビニエンスストアでなくても、戸籍も税に関する書類も印鑑証明等もとれるようになっています。ですから、必ずしも選択肢の中に広域化とか、複数の自治体の連携はしなくてもよくて、今、稲葉委員がおっしゃったような単独の小規模な自治体であっても、円滑に民間と、あるときは郵便局などとも連携しながら、この手順書に沿ってやれば職員だけではなくてやれる可能性もありますというような、多様な活用の方向性でこれまでも説明をしてこられたと思うし、これからもそうしていただければと私も改めて思います。以上です。

○稲生委員長 貴重なご意見をありがとうございました。そういう意味では適切な選択といろいろな方法論はあると思いますので、単独の場合も含めてきちんと選択いただけるような、総務省のほうで、とにかくプラットフォームをご検討いただきたいというのが私の趣旨であります。

井熊先生、この点に関して何かございますか。

○井熊委員長代理 私もこのシステムとかデジタルに少しかかわって、稲葉委員の言っていることは共感できるということもあります。2000年のころにやった電子自治体とか電子政府は、システムのやり方がすごく違っていて、将来的にはこうなっていくだろうというものは、多分、今までとは随分違う形になっていくと。ただ、そこにどういうプロセスで足していくのですかという議論かと聞いていて思いました。将来的にはおそらくかな

りパーソナルな、個人においてもパーソナル、自治体においてもパーソナル、インディビジュアルという感じになってくると思うのですが、そこに行くときに、例えばある程度協力する、連携するとかいうプロセスもどこかに存在しているのかもしれないというような、目指すところとそのプロセスの議論と2つあるのかもしれないと思いました。

○稲生委員長 ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、事務局におかれましては、いろいろとご意見を頂戴してございますので、このような点を踏まえまして、引き続きお進めいただきたいと思います。

続きまして、議題4と5につきましては非公開での審議となりますので、傍聴者の方はご退席をお願いしたいと存じます。

(中略)

以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。これで本日の監理委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —